

令和 7 年度の事務事業評価の進め方について

1 事務事業評価の概要

(1) 目的

県が実施する事業について、以下の目的により評価を実施する。

- ① より効果的・効率的に事業を実施すること
- ② 事業内容や成果を県民に分かりやすく示し、信頼性の高い県政運営に努めること
- ③ 徹底した歳出の見直しにより持続可能な行財政運営を進めること

(2) 評価対象事業

山形県総合発展計画の主要施策を構成する事業等について、各部局で内部評価を行う。その結果を踏まえ、特に外部の視点から評価・検証が必要な事業について外部評価を行う。具体的には、今年度の事務事業の見直し・改善における重点取組テーマである「補助金・助成金」事業の中から、外部評価の対象を選定する。

(3) 外部評価の方法

① 専門部会について

山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（以下「本委員会」という。）の下に「事務事業評価部会」を設置し、評価を行う。

② 部会委員について

上記部会の委員は、本委員会の委員長が指名する委員及び知事が委嘱する学識経験者等、計 3 名程度で構成する。

(4) 評価結果の活用

評価結果を踏まえて対象事業の見直し・改善を図るとともに、外部評価での指摘等を全ての事業における見直し・改善の視点として活用し、令和 8 年度予算に反映する。

なお、継続して検討が必要な事業については、「山形県行財政改革推進プラン 2025」期間中の 5 年間で計画的に見直し・改善を実施する。

2 事務事業評価の流れ

【内部評価】

- ・各部局で評価・検証（7月）

↓

【対象事業選定】

- ・委員による対象事業候補の選定（9月）、県による対象事業の決定（10月）

↓

【外部評価】

- ・事務事業評価部会での評価・検証（11～12月、3回開催予定）

↓

【評価結果の報告・公表】

- ・行革委員会で評価結果を報告
- ・令和 8 年度予算への反映状況を県HPで公表（～3月）